

様式第2号（第6条関係）

会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和5年度第1回湧別町地域公共交通会議
開 催 日 時	令和5年 8月21日（月）
開 催 場 所	書面開催
出 席 者 名	なし
欠 席 者 名	
傍 聴 人 の 数	
会 議 の 内 容	(1) 市町村有償旅客運送の更新登録の申請について
会 議 資 料	令和5年度第1回湧別町地域公共交通会議議案
会 議 録	<input type="checkbox"/> 有 （ <input type="checkbox"/> 全文筆記 <input type="checkbox"/> 要点筆記 ） <input checked="" type="checkbox"/> 無
備 考	

令和5年度

第1回 湧別町地域公共交通会議

令和 5年 8月21日

1. 協議事項

- (1) 市町村有償旅客運送の更新登録の申請について

以上、宜しくご審議下さいますようお願い致します。

市町村運営有償旅客運送の更新登録の申請について

1. はじめに

湧別町は道路交通法第79条の3の規定に基づき自家用有償旅客運送者として登録を行い、地域の実情に合わせた町営バスの運営事業を行ってきました。

町営バス運営事業につきましては昭和45年に東芭露線の運行開始から継続しており、現在は町内4路線を運行しています。

この間、地域の児童生徒や高齢者など交通弱者と言われる方にとって欠かすことのできない生活の足として利用されてきました。

近年は人口減少に伴う利用者の減少が深刻な問題となっていますが、予約運行の導入や運行車両の小型化などの合理化を進めているところです。

このような厳しい運営状況ではありますが、通院・通学のほかに日常の買い物など町民の移動手段の確保は町にとっても重要な問題であります。

経済規模が小さく、民間事業者の参入が難しい中で町営バスの果たす役割は大きいことから事業を継続するため更新登録申請を行うものです。

なお、更新内容で大きな変更点はありません。

2. 更新登録申請内容について

- ・申請期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日
- ・路線または運送の区域 下記のとおり

路線名	運行区間	系統キロ
富美線	湧別町中湧別中町 3020 番地の 1 湧別町上富美 362 番地の 2	13.9 km
旭・川西線	湧別町旭 168 番地の 1 湧別町上湧別屯田市街地 1 番地の 1	9.3 km
三里浜線	湧別町緑町 139 番地 湧別町登栄床 411 番地地先	15.7 km
計呂地・中湧別線	湧別町栄町 219 番地の 1 湧別町計呂地 2235 番地の 1 地先	30.9 km

・運行日及び運行便数 下記のとおり

路線名	運行便数	運行日
富美線	1便	土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日
	2便	予約運行 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日)
	3便	土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日
旭・川西線	1便	土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日
	2便	予約運行 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日)
	3便	土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日
三里浜線	1便	毎日
	2便	毎日
	3便	毎日
計呂地・中湧別線	1便	予約運行 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日) ※復路のみ運行
	2便	毎日
	3便	毎日 (一部予約運行)
	4便	毎日 (一部予約運行)
	5便	毎日 (一部予約運行)
	6便	毎日
	7便	予約運行 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日) ※往路のみ運行

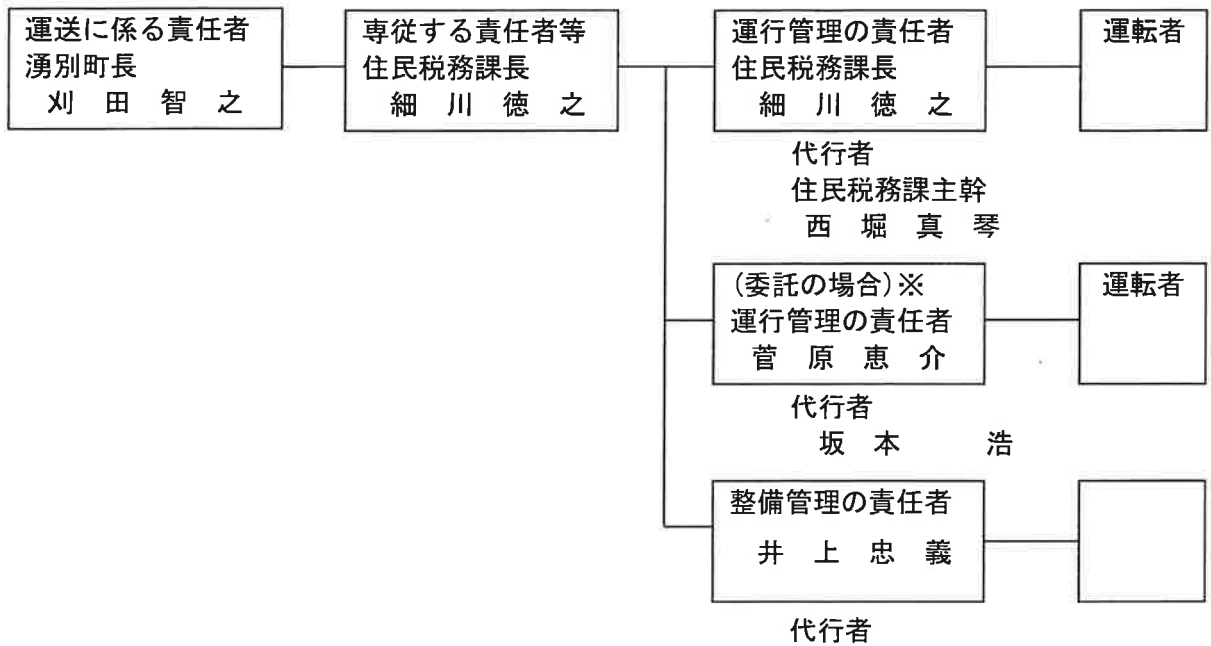
※全線とも12月31日から翌年1月3日までは運休します。

- ・ 運行路線図 別添路線図のとおり
 - ・ 運賃表 別添運賃表のとおり
 - ・ 運行方法 指定管理制度による業者委託
 - ①委託先 紋別郡湧別町曙町101番地1
湧別小型・湧別ハイヤー・中湧別ハイヤー
共同企業体
 - ②委託期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日
- なお、指定管理期間満了後も指定管理制度にて運行する予定であり、委託業者については公募を行い選定する予定です。

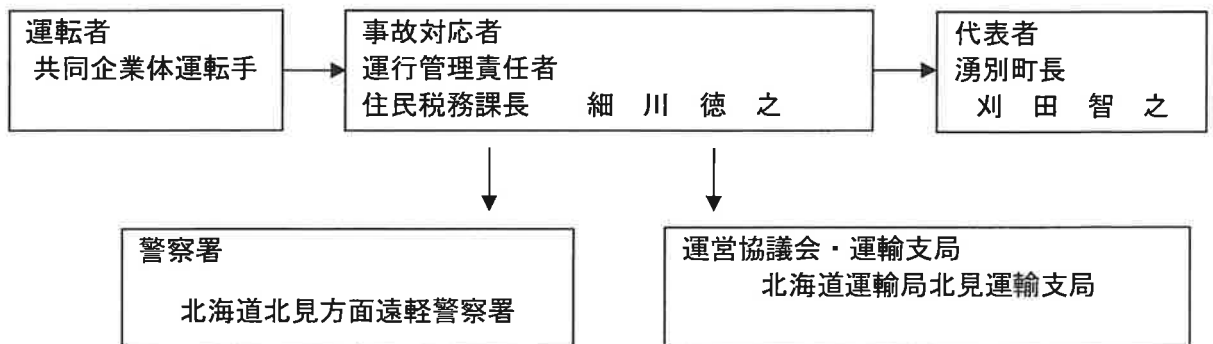
3. 自動車の運行管理体制

- (1) 委託運行先 紋別郡湧別町曙町101番地の1
湧別小型・湧別ハイヤー・中湧別ハイヤー共同企業体

(2) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



(3) 事故処理連絡体制



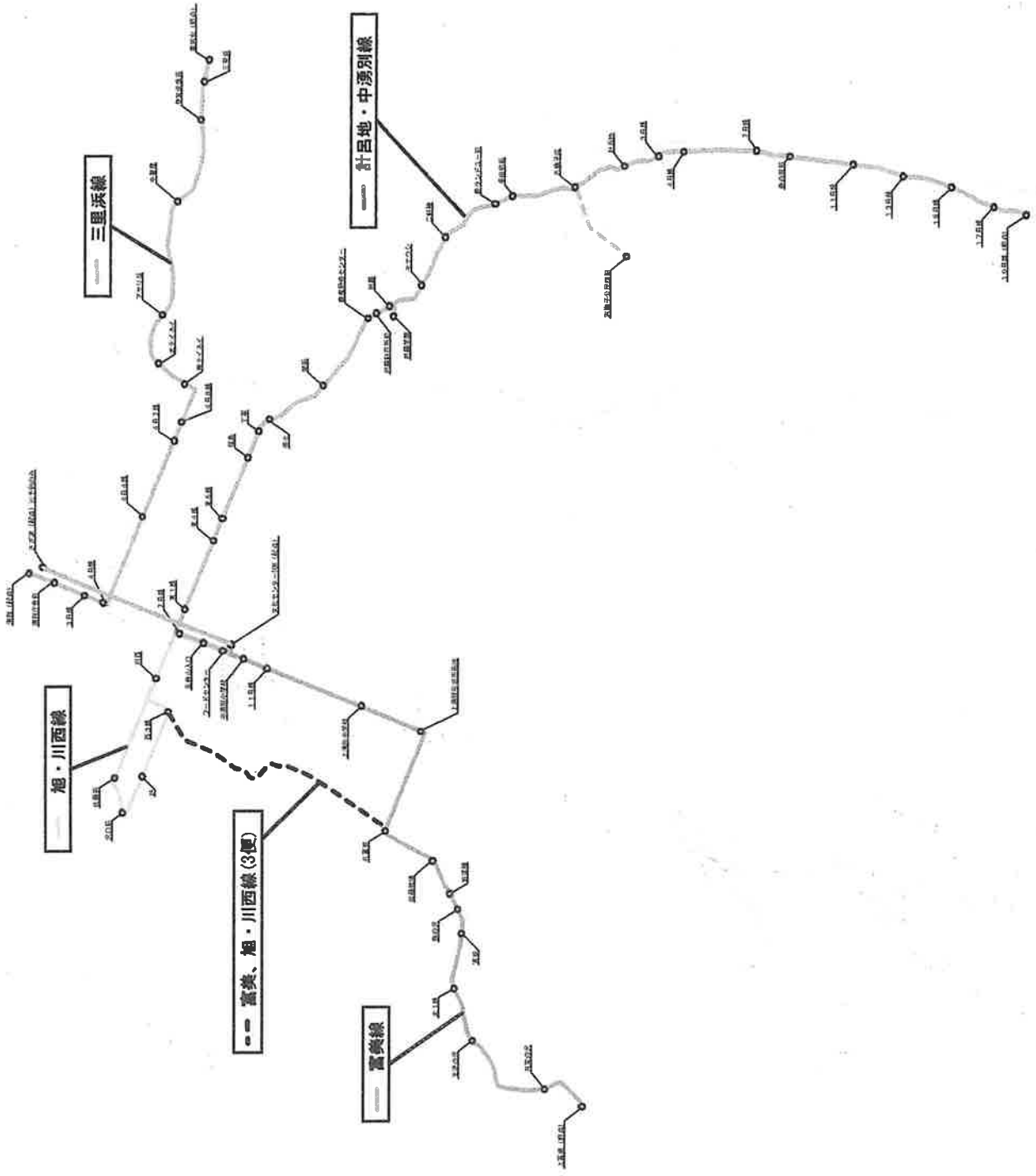
4. 苦情処理体制

- ・ 苦情処理責任者 湧別町住民税務課長 細川 徳之
- ・ 苦情処理対応者 湧別町住民税務課主幹 西堀 真琴
- 湧別町住民税務課主事 石黒 翔

【別 添】

○湧別町営バス運行経路図

○湧別町営バス運賃表



1:141421

